

船舶事故調査報告書

平成26年1月16日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成25年9月15日 11時15分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市伊島東岸 佐世保市所在の黒島港沖防波堤東灯台から真方位353° 2,700m付近 (概位 北緯33° 10.3' 東経129° 31.5')
事故調査の経過	平成25年9月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八海来 ^{みらい} 、2.9トン NS3-505557（漁船登録番号）、株式会社カイユウ 10.29m (Lr) × 2.43m × 0.93m、FRP ディーゼル機関、67kW（動力漁船登録票による）、平成7年3月17日
乗組員等に関する情報	船長 男性 40歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年4月18日 免許証交付日 平成23年3月28日 (平成28年4月17日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	船底外板に破口を伴う擦過傷、アウトドライブの脱落
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、伊島東岸に乗り揚げた旋網船団付属運搬船（以下「本件運搬船」という。）の乗組員の救助を行うため、平成25年9月15日09時50分ごろ佐世保市太郎ヶ浦漁港を出港し、本件運搬船の乗揚現場に向かった。 本船は、本件運搬船の乗揚現場に到着後、海上保安庁の巡視船乗組員に対し、本件運搬船乗組員の本船への移乗作業を行う旨を伝え、船首から船体右舷側が乗り揚げている本件運搬船の左舷船尾付近に船首を接舷するため、微速力で前進した。 本船は、本件運搬船の左舷船尾手前で機関を後進にかけた際、北方からの風が強く吹き、波の影響を受け、船尾が持ち上げられ、プロペラが空回りする状態となって後進が効かず、接舷できずに岸へ向かっ

	<p>て圧流され、11時15分ごろ伊島東岸に乗り揚げた。</p> <p>船長及び甲板員は、本件運搬船の乗組員と共に伊島東岸に上陸し、海上保安庁要請の長崎県防災ヘリコプターで救助された。</p> <p>本船は、海上保安庁の巡視艇により、引き下ろされ、造船所にえい航された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 約15m/s、視界 良好</p> <p>海象：うねり 波向 北 約1m、波高 約2.5m、潮汐 干潮時</p>
その他の事項	<p>船長は、本件運搬船船長より、伊島東岸に乗り揚げた旨の連絡を受けた際、僚船で本件運搬船の乗揚現場に向かい、本件運搬船の離礁作業を行ったが、離礁できず、夕方の満潮時を待って離礁作業を行うことにした。</p> <p>船長は、太郎ヶ浦漁港に戻った際、海上保安庁から、防災ヘリコプターで本件運搬船乗組員を救助するという打診があったが、防災ヘリコプターでの救助を断り、本船で本件運搬船乗組員の移乗作業を行う旨を伝えた。</p> <p>船長は、移乗作業時、海岸が近い上、波が高く、風も強かったが、本船の喫水が浅いので、この程度の海象なら大丈夫だと思い、作業に取り掛かった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.2m、船尾約0.5mであった。</p> <p>船長及び甲板員は、本事故当時、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、伊島東岸において、乗り揚げた本件運搬船乗組員の移乗作業を行おうとし、本件運搬船の左舷船尾に接舷作業中、北方からの波により、プロペラが空回りし、後進できなかったことから、接舷できず、北風で伊島東岸に圧流され、伊島東岸に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、伊島東岸において、乗り揚げた本件運搬船乗組員の移乗作業を行おうとし、本件運搬船の左舷船尾に接舷作業中、北方からの波により、プロペラが空回りし、後進できなかったため、接舷できず、北風で伊島東岸に圧流され、伊島東岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒天の場合、二次災害の可能性を考慮し、公的な救助を要請すること。 ・ 甲板上での作業を行う場合は、救命胴衣を着用すること。